

商工業用地造成事業に必要な書類について

- ① 届出書の用紙（様式第 6 号）
開発事業（商工業施設等の用地造成）新規・変更届出書
- ② 事業場所の付近見取図
地図等の、場所が分かるもの
- ③ 造成平面図
工場用地等造成、建築等の図面
- ④ 縦横断面図
造成地や工場・店舗等の断面や角度が分かるもの（排水路図に関連する）
- ⑤ 排水路図
原則として雨水等は敷地内浸透で設計する。排水路や浸透枘等の設置が確認できるもので、雨水計算表に基づき作成されているもの。
- ⑥ 公図の写し及び、登記事項証明書または登記事項要約書（写し可）
届出者と土地所有者が異なる場合は、売買契約書等の関連がわかる資料を提出いただく必要があります。
- ⑦ 関連事業関係詳細図
造成地や工場・店舗等の関連で、詳細資料が存在する場合。
（例：造成地等の浸透試験結果表や建物関連の参考資料 など）
- ⑧ 建物平面図
建築する工場・店舗等の平面図。
- ⑨ 建物立面図
建築する工場・店舗等の立面図。
- ⑩ 事業計画同意・確認書（様式あり）
地元区長及び利害関係者（隣接土地所有者）が、届出者からの事業計画に対し、同意または確認した際に押印してもらう用紙。
区長または役員等に事業計画を説明し、事業計画に同意または事業計画を確認いただけた場合に、区長印を押印していただき、提出してください。
（場合によっては、区から届出者（または事業者）に対し説明会の開催を要望し、納得した段階で押印するという場合もあります。）
- ⑪ 書類提出に関わる業務を委任している場合は委任状

★上記書類が不足する場合は、届出書類として受け取ることができません。

工事着工の 60 日前までに正副 2 部、提出をお願いします。